資料番号 ４-２

今後の報酬決定の仕組み（委員選定のあり方を含む）についての委員意見

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 支持する | 支持しない |
| 現行方式 | ・現行制度で問題ないと考える。  ・制度的にはシンプルな方が府民代表として参加しやすいのでは。  ・知事給料と議員報酬の議論を一括ですべき。 |  |
| クロスチェック方式① | ・制度的にはシンプルな方が府民代表として参加しやすいのでは。  ・知事給料と議員報酬の議論を一括ですべき。 | ・知事報酬と議員報酬の答申に整合性を欠き、議会での審査に支障をきたす恐れがあるのではないか。  ・意見がまとまりにくいのでは。 |
| ・審議会が審議対象から独立していることが重要と考える。従って、審議会委員の選任に関して審議対象者以外のチェックが可能となるクロスチェック①または②を支持する。 |
| クロスチェック方式② |  |
| ・現実に即したこの方式を支持する。  ・知事が委員候補を選任し、府議会で委員を承認するのがいいのでは。 |
| パラレル方式① |  | ・意見を集約しにくいのでは。 |
| パラレル方式② |  | ・パラレル方式①程ではないにしても、現在のように財政が逼迫し、知事・議員報酬の見直しが急がれる状況ではいさかか現実的ではない。  ・意見を集約しにくいのでは。 |
| その他 | ・審議会委員の選任に際し、一部公募制の導入を検討してはどうか。より住民の意見を反映するために、大阪市の消費者保護審議会や生駒市の特別職報酬審議会等で委員の公募制をとっていることも参考になるのでは。 | |